

船橋市身体障害者福祉ホーム条例

○船橋市身体障害者福祉ホーム条例

平成17年3月31日
条例第19号

船橋市身体障害者福祉ホーム条例

船橋市身体障害者福祉ホーム条例（平成5年船橋市条例第16号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第28項に規定する福祉ホーム（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第4条に規定する身体障害者の利用に係るものに限る。以下「身体障害者福祉ホーム」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（平18条例13・全改、平23条例4・平24条例12・平25条例13・平30条例20・一部改正）

（設置、名称及び位置）

第2条 市は、身体障害者福祉ホームを設置する。

2 身体障害者福祉ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉
- (2) 位置 船橋市二和西5丁目7番17号

（業務）

第3条 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉（以下「若葉」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者に対し、その日常生活に適する居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与すること。
- (2) その他市長が特に必要があると認めること。

（指定管理者による管理）

第4条 若葉の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせる。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 若葉の利用の許可に関すること。
- (3) 第15条に規定する利用料の収受に関すること。
- (4) 若葉の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他若葉の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

（指定管理者の指定の申請）

第6条 第4条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 若葉の事業計画書
- (2) その他規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書による若葉の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が若葉の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 若葉の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 若葉の管理に係る収支状況
- (3) その他若葉の管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(居室の種類)

第9条 若葉の居室の種類は、1人用居室及び2人用居室の2種類とする。

(利用定員)

第10条 若葉の定員は、10人とする。

(利用の要件)

第11条 若葉を利用することができる者は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けていること。
- (2) 18歳以上であること。
- (3) 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難であること。
- (4) 常時の介護又は医療を必要としないこと。
- (5) 若葉を利用することにより、自立した生活が可能となること。

2 2人用居室を利用する場合にあっては、利用しようとする者が前項各号に掲げる要件を備えているほか、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）を有し、当該配偶者も同項第1号及び第4号に掲げる要件を備えていなければならない。

(利用の許可)

第12条 若葉を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し)

第13条 指定管理者は、若葉の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第11条（第1項第2号を除く。）に規定する利用の要件を欠いたとき。
- (2) 正当な理由がなく利用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、利用の許可を受けたとき。
- (4) 若葉の風紀を著しく乱す行為があったとき。
- (5) その他指定管理者が利用を不相当と認めるとき。

(退去の義務)

第14条 次の各号のいずれかに該当する利用者は、若葉から退去しなければならない。

- (1) 前条の規定により利用の許可を取り消された者及びその配偶者
- (2) 利用者が死亡した場合等における当該利用者の配偶者

2 指定管理者は、前項第2号に該当する者に対しては、相当と認める期間、退去を猶予

することができる。

(利用料)

第15条 利用者は、利用料として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を指定管理者に支払わなければならない。

- (1) 1人用居室 月額10,000円
- (2) 2人用居室 月額20,000円

(利用料の収入)

第16条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用料の減免)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 疾病その他の事由により著しく生活が困難なとき。
- (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第18条 若葉を退去する者は、利用した居室を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第19条 指定管理者及び利用者は、若葉の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者及び若葉の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、若葉の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の船橋市身体障害者福祉ホーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市身体障害者福祉ホーム条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第13号）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 略
- (2) 第4条、第5条、第8条、第11条及び第12条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条第2項の規定 平成18年10月1日

船橋市身体障害者福祉ホーム条例

附 則（平成23年3月31日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

（平成23年規則第74号で平成24年4月1日から施行。ただし、第7条の規定は、平成23年10月1日から施行）

附 則（平成24年3月30日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中船橋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第2条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第6条中船橋市障害者授産施設条例第3条第2号の改正規定、第7条中船橋市地域活動支援センター条例第1条の改正規定（「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める部分に限る。）及び第3条第1号の改正規定、第8条中船橋市身体障害者福祉ホーム条例第1条の改正規定（「第5条第27項」を「第5条第26項」に改める部分に限る。）並びに第9条中船橋市障害者支援施設条例第1条の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第3条第3号の改正規定 平成26年4月1日

附 則（平成30年3月30日条例第20号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。